### 〇議長 小田 武人君

2番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

### 〇議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。今回、一般質問通告書に従いまして、質問をさせていただきます。今回2件 質問させていただきます。

1件目でありますけども、北九州市との連携中枢都市圏構想に基づく連携協約事業の推進についてお伺いいたします。

平成28年4月18日に北九州市との連携中枢都市圏構想が北九州市と芦屋町の間で締結され、町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、町で策定した総合戦略と、この連携ビジョンとの両輪で推進されることになりました。とりわけ、北九州圏域にかかわる事業については、北九州市と芦屋町との有機的な連携が図れるかが事業の成功の鍵となります。しかし、北九州市と町には、それぞれに思惑があり、期待する事業も当然違ってきます。このような状況下において、町が期待する事業がどの程度実現できるか懸念するところでもあります。また、昨今の北九州市の状況を見て、私は北九州市が中核都市としての体質を備えているのか疑問を感じており、協力・支援体制について懸念しております。

そこで、町は連携ビジョンの推進について、どのような姿勢で臨まれるのか。町の対応戦略についてお伺いします。本戦略につきましては、芦屋町の人口が非常に今のところ減ってきておりまして、今後ですね、この事業が成功するかどうかという課題は町の存続に大きくかかっている課題でもあります。

まず初めに、連携ビジョンにおいて、町が期待する事業と北九州市が期待する事業の相違について、どのように認識しているのかお伺いします。

### 〇議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

### 〇企画政策課長 柴田 敬三君

連携協約は、中核性を備える中心都市と近隣市町が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、まず1. 圏域全体の経済成長の牽引、2. 高次な都市機能の集積・強化、3. 圏域全体の生活関連機能サービスの向上の3つの柱を行うことにより、人口減少社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある経済社会を維持するための圏域を形成しようとするものでございます。

北九州市は中枢都市として、圏域全体の地域経済を活性化し、利便性を向上させるなど、中心的な役割を担うことになります。各市町と連携しながら、圏域の資源や機能を活用し、効率的な行政サービスの提供を図ることで、圏域全体の活性化と魅力ある圏域の形成を目指して行くものでございます。

芦屋町が期待する事業としましては、3の圏域全体の生活関連機能サービスの向上における上下水道の分野での下水道事業の広域化の検討、地域公共交通分野での公共交通ネットワークの確保・維持のための検討、交流及び移住の促進等の分野での首都圏での移住・定住促進事業などのほか、子育て支援や就労支援においても、メリットがあるということで期待はしております。以上でございます。

## 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

# 〇議員 2番 松岡 泉君

芦屋町が目指す方向づけというか、今考えておられる期待する事業というのは、今、御説明がありました。こちらで図ることは、ちょっと難しいかと思いますけども、具体的に詳細の、北九州市が目指す事業というのは、現時点では、芦屋のほうではおわかりになりますでしょうか。

## 〇議長 小田 武人君

企画政策課長。

### 〇企画政策課長 柴田 敬三君

先ほど1、2、3ということでですね、3つ柱を説明しましたが、北九州市さんが中心的に役割を担ってやる事業、要は期待するというよりも、目指さなくてはいけない事業ですね。中核都市として宣言されていますが、それはやっぱり圏域全体の経済成長の牽引をしていくというのが重要な役割です。

それと2点目の高次な都市機能の集積・強化、この1、2についてはですね、北九州市さんが 責任を持って進めて行くというところでありますので、北九州市さんが期待するとかいう観点で はなくて、北九州市がこの都市圏域の中心的な役割を持って目指すものということで御理解して もらったほうがわかりやすいかと理解しております。

以上です。

### 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

# 〇議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がありましたけども、北九州市についても市が目指すということでありまして、期待する事業とはちょっと意味合いが違うということでありますけども、北九州市がメリットを感じていない事業については、なかなか、やはり協力・支援体制が整わないんじゃないかと、このように考えられますが、それをこちらの芦屋町がそれについてですね、事業を行っていただけるために、取り組むための工夫、こういったことが必要になってくるんじゃないかなと私は思います。そういったことで、現時点の芦屋町が期待する事業に対する北九州市の事業支援体制をどのよう

に捉えておられるのか、お伺いたします。

#### 〇議長 小田 武人君

企画政策課長。

# 〇企画政策課長 柴田 敬三君

北九州市は現在、企画調整局政策部都市政策課が各部局との調整を行っており、各市町の意 見・要望に対しても精力的に動いております。各部局の意識も変わってきていると聞いています。 難しい課題もありますが、日々支援体制は推進されているものと考えております。

現時点で町が期待する事業ということで、例でありますが、下水道事業の検討につきましては、 既に事務レベルの話し合いがスタートしております。

以上です。

### 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

### 〇議員 2番 松岡 泉君

そういうことで、具体的には下水道事業、芦屋町が目指すところの事業に関して、今のところ、 実務レベルでの調整が図られているという答弁であったかと思います。ただしですね、この連携 ビジョンについてはですね、調整会議が開催年1回程度の基準というのが記載されています。こ ういった状況の中で重要な事業を進める上で、1回程度でいいのかというところなんですが、十 分な調整が図れるか疑問なんですが、この点はいかがでしょうか。

## 〇議長 小田 武人君

企画政策課長。

#### 〇企画政策課長 柴田 敬三君

年1回程度開催するのはですね、構成市町の首長によるトップ会議でございます。ビジョンの 進捗管理をする産・学・金・官・民の有識者等で構成する北九州地域連携懇談会、これは、今年 度2回開催する予定でございます。

そのほか圏域の自治体間による連絡調整としまして、企画担当課長会議や企画担当係長会議、 これらは、今年度三、四回ずつ開催される予定でございますので、問題はないと考えております。 以上です。

#### 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

#### 〇議員 2番 松岡 泉君

実務レベル、企画担当課、町レベルでですね、三、四回ということで、具体的な調整が図られるということでありますけども、私はですね、ウイン・ウインの関係で築ける事業についてはで

すね、先ほどの下水道事業の調整会議が行われているということで、安心するわけですけれども。 そういった連携が取れないところに関してはですね、ますますの協議の場が必要があるのではな いかというように考えるわけですね。

そこで、本筋から少し離れるかもしれませんけども、北九州市の体質を図る上でですね、参考となる事例がありますので、これを紹介していただいて、北九州市の体質についてですね、考えていただければと思いますので。これについてはですね、学校教育課に質問させていただきます。 県管理のですね、特別支援学校の通学が困難な状況となって、北九州市の学校への編入要望が上がっております。現在、県を通じての調整が行われておりますけども、難航しております。その理由は何かということをお伺いします。

#### 〇議長 小田 武人君

学校教育課長。

### 〇学校教育課長 新開 晴浩君

現在、町内在住で福岡県立の古賀特別支援学校に在籍している生徒が、古賀市までのバス通学が困難になったため、平成28年2月に生徒の保護者が、より自宅に近い北九州市立の特別支援学校への編入要望を、福岡県や古賀特別支援学校に申し入れました。福岡県古賀特別支援学校の回答は、「北九州市の規則があるので、難しい。」とのことでした。

そこで、芦屋町教育委員会からも、北九州市教育委員会へ打診しましたが、やはり、「北九州市内在住者との大前提があるので、難しい。」との回答を受けました。ただ、その際に、「4月1日から障害者差別解消法が施行されるので、合理的配慮というものも考えていなかければならない。」とも言われましたので、4月以降であれば検討の余地がある、編入できる可能性があると受け取りました。

そして、平成28年度に入り、必要書類を整え、福岡県から北九州市へ打診したところ、やはり「住所要件を満たしていないため、難しい。前回対応した者が障害者差別解消法の話をして、期待を持たせてしまったのなら、申しわけないが撤回させていただきたい。」との回答でした。このような交渉経過であり、調整が難航している理由は、自治体間の壁、住所要件と考えます。以上です。

### 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

## 〇議員 2番 松岡 泉君

今、御紹介がありましたように、特別支援学校の通学に関してということで、芦屋町は県管理 の学校のほうに通学するようになりますが、近くには北九州市の特別支援学校もあります。そう いった中で、古賀のほうまで通学するのが非常に難しい状態の障害者の方がおられて、北九州に

編入はできないかというような問い合わせがあったんですが、結果、今のところ難航している状況にあります。

4月1日に障害者差別解消法が施行されまして、こういったことで、この連携ビジョンも当然、 そのときに策定されて、本会議で締結された状況にある中でですね、それがなかなか難しい状況 にあるということであります。そのあたり非常に疑問を感じるわけですけども。

そこで今回ですね、受け入れが拒否されている要因は、明確には今のところわからないところが 多いんですけれども、そういった中ですね、この要望、その北九州市の学校への通学・編入に関 しての要望を受け入れてもらえるような手段・方法について、今のところ学校教育課のほうでは どのようにお考えになっているかお伺いいたします。

### 〇議長 小田 武人君

学校教育課長。

### ○学校教育課長 新開 晴浩君

要因であります自治体間の壁、住所要件を取り除くには、法改正とまでは申し上げませんが、 国が通達などを出して、区域外就学に関する自治体間の壁、ハードルを低くしてもらうことだと 考えます。もし今後、同様の事例が発生しましても、現状では芦屋町も福岡県も対応が難しい状 況でございます。

以上です。

#### 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

#### 〇議員 2番 松岡 泉君

今、事例紹介をしていただきましたけども、事例のとおりですね、芦屋町が期待する事業の実現に向けてはそれなりの覚悟を持って臨まなければ、この連携ビジョンでの事業の達成はないのじゃないかというふうに考えます。北九州市のですね、ハードルは非常に高いということを現時点では認識する必要があるのではないでしょうか。

また、今回ですね、地域交通関係で黒崎行きの急行バスの試験運用終了の件もございました。 これを知る限りですね、非常に、やっぱりこの連携ビジョンを進める上では、特にそういったと ころに注意を払いながら進める必要があるのではないかと考えます。

特別支援学校についての支援事業はこの連携ビジョンには登載されておりませんが、締約にない事業や、北九州市みずからが目指す事業ではない場合、並びに受け入れ環境が整っていないような状況の中では、なかなかこの連携協定が得られないと予想されます。そこで、特別支援学校の件のように連携ビジョンに登載されていない事業の受け入れの可能性については、芦屋町はどのようにお考えなのかお伺いします。

# 〇議長 小田 武人君

企画政策課長。

# 〇企画政策課長 柴田 敬三君

圏域が形成された後も、新たな連携のアイデアや必要性が出てくることが想定されますので、 都市圏ビジョンは定期的に見直しを行い、中身の精査を実施していくことになっております。新 たに必要な連携事業が発生すれば、企画担当係長会議から問題提起をするなど、手順を踏んで協 議し、問題がなければビジョンに記載されることになります。

以上です。

### 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

## 〇議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、当初は企画担当課のほうで、そういった事業を吸い上げていただいて、調整に入っていただくということでありますけれども、町にとっては、今、登載していただいている事業以外にもですね、今、特別支援学校の件もございましたように、細部検討すればですね、さらに調整を図りながら、広域の中で進めなければならないような事業も多分に発生するかと思うんです。そういうことでですね、今後のこういったことに関しての取り組みは、しっかりやっていかなければならないと考えますけども、最後にこの件に関しての町が期待する事業を完遂するための北九州市への対応戦略をどのように考えるか、最後に決意をお願いしたいと思います。

#### 〇議長 小田 武人君

町長。

## 〇町長 波多野茂丸君

北九州との連携中枢都市圏構想についてということで、るる、いろいろな御質問をいただいておるわけでございますが、まず整理させていただきますと、まず、この特別支援学校の件でございますが、これはですね、別件として、これ、人道上の問題になるかと思います。これは都市圏構想の、北九州にあるから、それがこの中に入れてプログラムに入れて、こういうこともと言うより、これはちょっと別次元の問題だと思うので。これは確かに政令指定都市と福岡県という、福岡県には2つの政令指定都市がありますので、いつもそういうところであつれきが起こるわけでございますが。御存知のように、政令指定都市は国に直轄であります。我々は県に一旦申し入れして、国という、そういうような形になっておるわけでございますので、この件につきましては、別件でいろいろ協議しなければならない重要な問題だと思っております。

るる、いろいろな北九州中枢都市圏構想の中身でございますが、松岡議員に御理解いただきた

いのはですね、何せ、これは協定書を結んだばっかりでございまして、これは・・・・・・(発言する者あり)4、5、6、7、8、9まだ5カ月なんですよ。非常に北九州都市圏だから、北九州市を中心として入れて17の市町がやるわけでございますので、芦屋町のエゴばっかり言ってもしようがないし。これはそれぞれ北九州の立場もある。それぞれの各近隣の立場もあるわけでございますので、これは時間をかけてというよりも、私は、北九州市、今の動きを見ていると、速やかに下水道に、もう着手して話の場に着手していただいている。それからバスの問題。これ、確かに急行はなくなりました。これ、試験運行でございます。これ乗る人がほとんどいないということで、早朝の便をそのかわりふやしましょうということでですね、切ったわけでも何でもないしですね。今後いろいろな面で出てくると思います。そういうつかさつかさで、議員の皆さん方には逐一御報告させていただきたいと思います。御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

## 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

### 〇議員 2番 松岡 泉君

答弁いただきまして、そういう中でありますけども、半年ぐらいのレベルですけども、私はやはり、そのあたりの芦屋町のこの姿勢がやはりですね、どうあるべきか。この締約に関しては締結されたのは芦屋町と北九州市、それ以外に他の町についても、この締約が結ばれるとは考えるんですけども、あくまでも芦屋町と北九州市の関係の中で事業が進められますので、その際、やはり町としての主体性は、しっかりと持っていただいた中で、地道に粘り強い調整をやっていただいて、必ずやですね、この人口減をストップしていただいて、町の活性化が図れるように、しっかりとこちらが目指すものを勝ち取っていただければというふうに考えますので。そういうスタンスで取り組んでいただければと考えます。

以上で連携ビジョンについては終わらせていただきまして、2件目ですけども、地域社会の助け合い活動に必要な個人情報の取り扱いに関する支援についてお伺いいたします。

地域社会においては、住みよい地域を目指して、諸活動が活発に展開されてところですあります。とりわけ、現在の社会情勢を踏まえ、高齢者対策、子育て支援、防災対策や防犯対策などにおいて、見守りや助け合いの取り組みが行われております。これらの地域活動は、関係する個人の個人情報を有用することにより営まれ、関係団体が連携し、共有することによって、活動の活性化がさらに図られます。

しかしながら、自治区等では、個人情報の保護に対する過剰な反応や取り扱いの戸惑いから、 個人情報が有益に活用されず、諸活動に十分な成果をおさめられないでいるのも事実です。その 意味で、地域社会の活性化を推進する町にとっては、自治区の個人情報の取り扱いに関する問題

は、喫緊の課題の一つではないでしょうか。

そこで、町が主体となって自治区等へのさらなる個人情報の保護に関する意識啓発や管理並びに共有における関係団体間の連携支援を積極的に行うべきと考え、町としての見解をお伺いします。

初めに、自治区等では地域の諸活動を行うために、どのような個人情報が取り扱われているか お伺いいたします。

# 〇議長 小田 武人君

福祉課長。

### 〇福祉課長 吉永 博幸君

行政から自治区または自主防災組織へ提供しております個人情報につきましては、災害対策基本法第49条第10号に規定されております本人同意が取得された当該自治区の避難行動要支援者名簿がございます。この避難行動要支援者名簿は、避難支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置をするための基礎とするものでございます。また、名簿は毎年6月に更新してまいります。

民生委員へ提供しております個人情報につきましては、ただいま説明しました避難行動要支援者名簿の担当地区分及びこれも担当地区分の65歳以上の高齢者名簿がございます。この名簿には、高齢者の世帯構成、救急医療情報キットや緊急通報システム、介護用品給付サービスの利用を含んだ情報をあわせて提供しています。高齢者の方の名簿を民生委員へ提供している理由は、日ごろの見守りや万一の場合に活用できるようにしているもので、毎年5月に名簿を更新しております。

行政以外に、社会福祉協議会が小地域福祉活動として進めております「愛の福祉ネットワーク活動」において、高齢者の見守りのためのマップづくりや交流会を開催するために6地域で個人情報が収集・管理されております。

以上でございます。

#### 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

### 〇議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がございましたけれども、平成25年6月に災害対策基本法が改正されまして、この中で規定された内容で、平成27年度に災害時避難行動要支援者名簿が作成されております。この個人情報の収集、管理や共有の方法について、まずお伺いしたいと思います。

収集する個人情報に関する対象者はどういった方か、また、収集の手段・方法は、どのように して行われたかお伺いいたします。

### 〇議長 小田 武人君

福祉課長。

### 〇福祉課長 吉永 博幸君

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、個人情報の収集や取り扱いについて、まず26年12月に芦屋町個人情報保護審査会に諮問し、個人情報等の収集や収集方法が公益上必要あるいは妥当であるとの答申を受けた後、27年2月の芦屋町防災会議で名簿作成等を芦屋町地域防災計画に位置づけて事務を進めてきました。

具体的な個人情報の収集については、要配慮者として収集対象者の範囲を設定するに当たり、 災害時等の避難能力となる情報取得能力、判断能力、避難の際の身体能力等を考慮し、施設入所 者を除き、生活の基盤が町内にある、1番目として要介護認定1以上、2番目として75歳以上 の高齢者のうち独居または高齢者のみの世帯、3番目として身体障害者手帳1・2級所持者、 4番目として精神障害者手帳1級所持者、5番目として療育手帳のA判定所持者1,722名の 方に27年3月から郵送または職員が自宅に訪問し、地域の方に渡すことになる避難行動要支援 者名簿に登載を希望されるか、本人同意を確認して個人情報を収集しております。

以上でございます。

### 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

#### 〇議員 2番 松岡 泉君

それではですね、この個人情報の収集状況はどうであったのか。今、お話がありましたように、本要支援者名簿対象者は1,722名ということでありましたけども、これについてのですね、回収数と当該名簿の登載数についてお伺いいたします。

#### 〇議長 小田 武人君

福祉課長。

### 〇福祉課長 吉永 博幸君

1,722名の方に案内を行った結果、1,530人から回答をいただき、回収率は88. 9%でございました。また、回収に当たっては、民生児童委員の方々にも御協力をいただいております。

回収した申請書の内訳でございますが、名簿登載を希望する方が868名、元気であるなど家族等の支援があることを理由に名簿登載を希望されなかった方は662名でございました。

なお、28年6月現在における避難行動要支援者名簿は、937名と昨年度よりもふえております。

以上でございます。

# 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

### 〇議員 2番 松岡 泉君

今、人数を報告、答弁していただきましたけども、回答を得られなかった方、それから回答を 得たけれども、登載についてはそれぞれ事情があったということで、あるかと思うんですけど、 これの要因、登載できなかったところの要因について具体的に説明をお願いいたします。

## 〇議長 小田 武人君

福祉課長。

# 〇福祉課長 吉永 博幸君

名簿登載を希望されなかった方につきましては、さまざまな理由がございますけども、直接住民の方の声としてお聞きしたのが、災害時でも自立で対応できますということ。それからあるいは、家族の方の支援が期待できるとの理由でございました。

次に、未回答の方を含め、地域に御自身の個人情報を開示したくないという方も多くおられる ことが考えられます。特に精神障害者手帳をお持ちの方につきましては、そのような経緯がござ いますし、同様に地域で余り交流等を望まない方、こういう方も実際おられますので、このよう な傾向にあると考えております。

以上が大きな理由でございます。

#### 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

### 〇議員 2番 松岡 泉君

今、答弁をいただきましたが、やはりですね、個人情報の開示についてはそれぞれ、やっぱり 問題があるのかなというふうに考えます。そういうことで、住民の方のですね、個人情報に対す る誤解や不安を取り除くためには、地域活動に対する住民の理解をより一層深めていくことが肝 要かと思います。

この要支援者名簿ですけども、この管理については、福祉課で行っているというふうに伺って おります。先ほど答弁にございましたが、この要支援者名簿については、自治区のほうに一部提 供されているというふうにお伺いしましたけれども、その際のですね、個人情報の保護に係る処 置はどのように行われたかお伺いいたします。

## 〇議長 小田 武人君

福祉課長。

### 〇福祉課長 吉永 博幸君

避難行動要支援者名簿に登載されております内容は、支援を希望されている方の避難支援が必

要な理由や緊急連絡先が記されているため、取り扱いについて注意を要するものでございます。

このため、自主防災組織または自治区への名簿提供に関しては、取り扱いのルールを定めた協定書を町と締結させていただくこと。加えて、自主防災組織または自治区から避難行動要支援者名簿の管理者及び取扱者の名簿を町へ提出いただき、それらの方々につきましては、町が開催する個人情報の取り扱いに関する研修会に参加していただくことで、個人情報の適正な取り扱いが図れるようにしています。

なお、これらの事務手順等につきましては、26年12月に開催しました芦屋町個人情報保護 審査会へ諮問を行い、妥当性を確認していただいているところでございます。

民生児童委員につきましては、民生委員法第15条において守秘義務が課せられておりますことを定例会で確認させていただいております。

以上でございます。

## 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

### 〇議員 2番 松岡 泉君

今、答弁していただきましたので、以上をもってですね、この災害時避難行動要支援者名簿の 作成についての質問のほうは終わらせていただきます。

それで、個人情報についてはですね、この自治区等の福祉、介護等にかかわる個人情報についてはですね、当然ながら福祉課のほうでも保有しておりますし、その他民生児童委員の方、なお、福祉団体である社会福祉協会でも活動に必要な個人情報が保管されております。福祉協議会ではですね、先ほどの答弁でもございましたが、「愛の福祉ネットワーク事業」では、要配慮者マップも一部の地域で作成されているということで伺っております。そういうことで、ここでは詳細な個人情報が収集されているのではないかと考えます。しかし、自治区等にかかわる関係団体間の情報の共有、協働・連携についてはですね、残念ながら今のところ十分には行われていないということでありました。関係団体がそれぞれ取り扱う個人情報を共有し、連携・協働を図れば、さらに活動の輪が拡充することは疑わないと思います。

そこで、自治区の福祉活動等にかかわる関係団体間の個人情報の共有のあり方について、どう 考えるか、町のほうに見解をお願いします。

#### 〇議長 小田 武人君

福祉課長。

#### 〇福祉課長 吉永 博幸君

地域社会における助け合い活動としまして、社会福祉協議会が進める「愛の福祉ネットワーク事業」、あるいは自治区または地縁による見守りを初めとする任意の支援活動などがございます。

これらの活動における民生児童委員との連携に関して、まず愛の福祉ネットワーク事業については、白浜区を初め、民生児童委員が支援者として積極的に運営にかかわっている現状から、よい関係が構築されており、情報連携もほぼ問題ないものと考えております。

地域での見守りなどに関しては、民生児童委員は都度必要性を判断し、地域との情報共有を図っているのが現状でございますので、地域から積極的に民生児童委員へ情報提供していただければと考えております。

以上でございます。

### 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

### 〇議員 2番 松岡 泉君

今、一部の地域、白浜地区については、非常にですね、そういった連携が図られているということですけども、あくまでもですね、町全体を通してですね、これについては連携をやっていただくようなことが必要かと思います。そういうことでですね、例としてたくさん連携のやり方については考え方があるのではないかと考えますけれども、一つはですね、理解と連携共同関係をより深めるためにはですね、各学区の民生児童委員の協議会と協議してですね、個人情報の本人同意を収集するときや定期的な声かけ、見守りの訪問の際に一緒に訪問するとか、そういったこと。また、役割分担について検討していただいて、活動していただければと考えます。

それとまたですね、学区の各種団体や自治区等の会議を初め、要配慮者マップづくりなど地域 団体が実施する事業に民生委員の方にですね、参加促進を図るなどのですね、対策が取れれば、 より一層のですね、共有化が図れるのではないかと考えます。そういうことで、やはり地域、自 治区における活動については、そういった関係の方の情報の共有がですね、必ず必要になるかと 思いますので、そういった連携を模索していただいて、総合連携を図っていただければと考えます。

先ほどの共有についてのですね、協定書を結んで保護に関しての漏えいを防ぐということで、 手続が実際に要支援者名簿の中の作成の時期にありましたけれども、この基準についてはですね、 一般的に定めているというか取り扱いの中で、留意されている点があると思いますので、そうい ったことを遵守していただいて、守っていただきたいと思います。そういうことで、その保護に ついての取り扱いに対する基準についても明確にする必要があるのではないかと思います。

自治区等ではですね、個人情報の保護の過剰反応や戸惑いが見られておりますけれども、そういうことで、これは京都のですね、北区の「個人情報の取扱いに関する手引き」なんですが、非常に枚数的にも多くですね、その個人情報の取り扱いに関する手引きが作成されております。これ、北区の分なんですが。そういうことで、町としても条例、法は当然あるんですけど、条例も

策定されております。しかしながら、地域での個人情報の取り扱いに関してのこういった具体的に不安を感じない、または地域の活動の中でどういった個人情報を取り扱って、適正に取り扱って有用に活用するといった手引きについてはありませんので、これについての考えをお願いいたします。策定についてお願いできないかということで。

### 〇議長 小田 武人君

総務課長。

## 〇総務課長 松尾 徳昭君

個人情報を担当しています総務課のほうから答えさせていただきたいと思います。

まず、自治区等と個人情報保護法の関係をちょっと説明させていただきます。

現在、今、議員さんが言われていました過剰反応という形の中で、個人情報という名目だけがひとり歩きしているのではないかと思いますので。個人情報保護法は、5,000人を超える個人情報を紙媒体・電子媒体を問わず、データベースとして、その事業活動に利用している者を個人情報取扱者として法の義務を課しているという形になります。この条件を満たさない小規模の事業者や事業活動をしていない個人は、法の義務規定の対象にはなりません。すなわち、自治区等については、5,000人を超えるという組織ではございませんので、この法の義務規定の対象とはなりません。

しかし、この法の義務規定の対象とならない場合でも、法の基本理念、法の3条にあります「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図らなければならない。」という規定は、国民一人一人に向けられたものですので、この理念を尊重する必要があると考えます。

この基本理念を尊重することについての具体的な定義はないため、個人情報取扱事業者の義務に準じた取り扱いをすることが地域でも望まれるのではないかというふうに思います。

そのため、個人情報の事務の取り扱いに課せられた義務のうち、自治区で配慮が必要な事項についての手引きや事例集などを作成して、自治区に配布することは可能であると思いますし、そういうところで過剰反応しているところを少しでも地域の方にも理解していただいて、情報を取る際もそういう個人情報保護に抵触するものではないですよという形を周知していければというふうには思っております。

以上でございます。

# 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

#### ○議員 2番 松岡 泉君

答弁がございましたが、これについてはですね、5,000人以上の個人情報を取り扱う事業

者のレベルではないというのは当然なんですけども、今言った地域では、そういった現状がございますので、地域の活性化で、今先ほど川上議員が言っていました認知関係もそうですし、子供さんの虐待とか、そういったいろいろなですね、見守りを地域でやっていくということになりますので、あくまでも情報に関しては適正に取り扱いながら、関係する団体間での共有が図られて活動が活性化できればというふうに考えます。

そういうことの中でですね、住民の不安を解消する一つの手段として、プライバシーポリシー 宣言を行うことが考えられます。そういうことで、個人情報の適正な取り扱いに関する機運を醸 成することが必要かと思うんですが、こういったプライバシーポリシー宣言をですね、していた だければいいんじゃないかと。これについてはレベル的には、町でするべきか、自治区の中でで すね、そんなのをつくって、自治区の皆さんにそういったものを宣言していただくことも考えら れるんですけど、この点についていかがでしょうか。

#### 〇議長 小田 武人君

総務課長。

### 〇総務課長 松尾 徳昭君

まず、そのプライバシーポリシーとは、企業などが収集した個人情報の取り扱いについての指針。収集の目的や、管理方法、用途、免責事項などをまとめて明記したものを目指し、一般にインターネットのウェブサイトなどで企業の運営主体の連絡先とともに公開されているため、基本的に自治区等については、宣言をするというのはなかなか難しいものがあるのかなというふうに考えておりますし、町は町としてきちんとした条例に基づいて個人情報を保護していくというものがありますので、宣言とまではいらないのではないかというふうに考えております。

しかし、自治区等でこの情報の収集等に当たるというところで考えた場合、個人情報を目的以外に利用しないことや、どういう目的で利用するのか。取り扱い・管理等について、しっかりと情報提供者に関して、説明や文書等で明記したものを配って理解を図るという形で、情報を収集するときに、その個人との会話なり文書できちんと把握していただければいいのではないかと考えております。

以上でございます。

### 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

### 〇議員 2番 松岡 泉君

そう言いながらもですね、各自治区、町全体を見渡したときにですね、やはり自治区たくさん、 30区ですかね、ありますけれども、やはりそこの各自治区のレベル差というか、そういうとこ ろでレベル差があって、温度差があるんじゃないかと私は思うんですね。そういう意味で、何か

の形でですね、皆さんがこの情報取り扱いに関して正しい認識のもとに不安を感じないような策を何か講じないといけないんじゃないか。そういう意味からして、今までの意識啓発だけでは不十分と考えるわけですよね。そういうことで、町にとっての責務としては、この保護法がありまして、条例も定めたと。それで十分かと言いますと、町の責務としては、この個人情報を取り扱う意識啓発についての責務があります。今後そういうことで、じゃあどのように取り組んでいくかということが重要になりますので、今度の取り組みについての見解をお願いします。

## 〇議長 小田 武人君

総務課長。

### 〇総務課長 松尾 徳昭君

意識啓発の取り組みにつきましては、個人情報の保護の理念や、個人情報の適正な取り扱いなどについて、広報紙やホームページに掲載し、住民の啓発を図っていきたいと考えておりますし、自治区等からの要望等ございましたら、出向いて行って、基本的な取り扱いのお話等もできるのではないという形の中で、啓発については町村の責務という形もありますので、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

## 〇議長 小田 武人君

松岡議員。

#### 〇議員 2番 松岡 泉君

そういうことですけれども、町としてですね、今、課長の答弁がありましたように、町の支援 のもとですね、個人情報を有効に活用できる体制づくりは極めて重要かと考えますので、今後と もですね、町として各自治区のほうへのそういった支援、全体を通してのですね、個人情報の取 り扱いに関しての意識啓発を図っていただければというふうに考えます。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

### 〇議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。